

2026
令和8年



仕事とくらしの 便利帳

建設ユニオンは79年の歴史を持つ労働組合です。
首都圏に広がる13支部で構成され、組合員の皆様の暮らしを豊かにすることを目的に活動しています。
建設ユニオンの強みは、細分化された地域管轄です。
その地域に根付いた取り組みを行いつつ、建設業界で働く皆様を各支部の仲間がサポートし、
「つなぐ、つなげる、ユニオンで」というキャッチコピーのもと、ユニオンから皆様へ輪を広げます。

つなぐ、つなげる、ユニオンで
みんなをつなぐ建設ユニオン



首都圏建設産業ユニオン

☎ 03-3462-5331

【Mail】 honbu@kensetu-union.jp

【URL】 <https://www.kensetu-union.jp>



建設ユニオンが あなたを応援します

建設業で働く方なら
誰でも入れます!!



※東京以外の地域
神奈川、埼玉
千葉、茨城

※事業所の所在地、組合員の皆さんの居住地によって、所属先が決まります。

城北支部	足立・葛飾・荒川・台東・文京・墨田・江東・北・江戸川
城南支部	渋谷・目黒・品川・大田・港・中央・千代田
練馬支部	練馬・板橋・豊島
杉並支部	杉並・中野・新宿
世田谷支部	世田谷
東多摩支部	調布・狛江・府中・三鷹・武蔵野・小金井・国分寺・国立・稲城
多摩北支部	西東京・小平・東久留米・清瀬
多摩中央支部	東村山・東大和・武蔵村山・立川・昭島・福生・羽村・あきる野・青梅・西多摩
多摩支部	八王子・日野・町田・多摩
神奈川支部	神奈川県全域
埼玉支部	埼玉県全域
千葉支部	千葉県全域
茨城支部	茨城県全域

Contents

1. 組合共済	2
傷病見舞金・死亡見舞金・火災見舞金・風水害見舞金・結婚／出産祝いなどがあります	
2. 建設国保	4
組合員本人の医療費を後日払い戻す償還払い制度。傷病手当金の制度があります	
3. 労働保険	10
仕事上のけがや、通勤途中での事故、仕事の原因の病気に備えています	
4. 現場総合保険	13
仕事上のリスクに備える現場総合保険	
5. 各種共済保険制度	14
家族賠償責任保険、こくみん共済、自動車共済などがあります	
6. 税金学習	15
わかりやすい「所得とりまとめ帳」で記帳を	
7. 仕事・賃金確保	16
仕事確保の取り組み、大手建設企業との交渉を進めています	
8. 建設キャリアアップ	17
組合員が組合窓口で技能者登録申請する場合、初回登録料金は無料です。ぜひ登録を!	
9. 特定技能外国人	18
受入れは、建設ユニオンで JAC（建設技能人材機構）会員証明書の発行申請により、経費を節減	
10. 不払い対策・法律相談	19
仕事上のトラブル、賃金や工事代金の不払いなど組合の顧問弁護士へご相談ください	
11. 技術・技能・資格	20
建設業許可・建築士・技能士・作業主任者・増改築相談員等の各種資格等の申請ができます	
12. 建設業退職金共済	24
1日 320円（1ヶ月 8,050円）40年で 430万円の退職金	
13. 労金融資	24
事業・生活・住宅資金など、労働金庫などの融資の相談を行っています	
14. 組合の親睦と交流	25
保養施設の利用補助や組合青年部、主婦の会などの親睦と交流がはかれます	
15. 組合連絡先	26
首都圏に広がる 13 の支部があなたをサポートします	



1. 組合共済

ユニオン加入で大きな安心

組合では、仲間同士の助け合いの制度として、組合費の一部である「共済基金(1ヶ月1,040円)」を積み立てて、組合共済制度をおこなっています。

組合員死亡見舞金として、100万円(事故死亡200万円)、傷病見舞金・最高180日(144万円)、結婚祝金(5万円)などのほか、出生祝金、成人祝金、小学校・中学校入学祝金、風水害見舞金、配偶者死亡見舞金、子・父母死亡見舞金、長寿祝金、火災見舞金などが給付されます。

《組合共済の申請手続きについて》

- ① 傷病見舞金の申請に際しては、申請書(組合所定の用紙)に病院の証明をもらい、支部事務所へ提出してください。
- ② 普通死亡、事故死亡の場合は、死亡診断書、戸籍謄本が必要になります。
- ③ 各種祝金、配偶者等の死亡見舞金については、申請書(組合所定の用紙)に必要事項を記入して分会で証明をもらい、支部事務所へ提出してください。

※詳しくは支部事務所窓口までお問い合わせください。

—— ユニオン共済と建設国保の傷病手当金で ——

入院による休業
(5日目から)

1日当り

10,000円以上

傷病見舞金(一例)

ユニオンはもしもの時に備えます



建設ユニオンでは仲間同士の助け合い制度として組合費の一部である「共済基金(1ヶ月1,040円)」を積み立て共済制度を設けています。病気入院5日目から1日6,000~8,000円、最高180日までの傷病見舞金など、充実した給付でとても安心できる制度です。

病気通院による休業(5日目から)

1日3,000円 最高180日まで

建設ユニオン共済給付一覧

項目		金額 (備考)	シルバー共済金額
組合員	普通死亡	100万円と花輪 65歳以上 60万円と花輪 ※1	10万円と花輪
	事故死亡	200万円と花輪 65歳以上 110万円と花輪 ※1	
	不慮の事故等による障がい 1級・2級と3級の一部	4万円から200万円 65歳以上 2万円から100万円 ※1	10万円
	病気等による重度障がい 1級・2級と3級の一部	100万円 65歳以上 60万円 ※1	なし
	けが入院	1日千円 最高180日 ※1	休業5日目より 180日目まで 1日1,000円 (最高180日)
	傷病見舞金	入院による休業 5日目から最高180日 1日6,000円 44歳までの病気入院 1日8千円	
		病気通院による休業 5日目から最高180日 1日3,000円	
		けが入院 5日目から最高180日 1日3,000円	
		けが通院 5日目から最高180日 1日2,000円	
	傷病見舞金再給付	労災事故、交通事故による休業 30日以上休業した場合、休業5日目より1日につき、1千円を 最高50日間給付。労災、交通事故それぞれ最高50日間の給付 日数(なお、この給付は180日の給付日数には組み入れません)	同左
傷病見舞金再給付	180日を給付後3年間経過し、入通院で休業した場合は、現行 の傷病見舞金制度に該当する日額を60日間給付	なし	
骨髄等臓器移植休業見舞金	入通院による休業 1日目から最高180日、1日10,000円。 臓器移植見舞金については、組合加入1年後から適用	なし	
組合活動 中の事故 見舞金	死亡	300万円	同左
	障がい 見舞金	8万円から300万円	
	見舞金	1日目から44日目まで (44日間) 1日1,000円	
		45日目から74日目まで (30日間) 1日2,000円	
入院見舞金	75日目から180日目まで (106日間) 1日3,000円		
各種祝金	1日目から180日目まで (180日間) 1日1,000円		
結婚祝金	成人3万円※2、出生3万円※2、敬老(65歳時)2万円		
入学祝	5万円(組合加入後、6ヶ月経過した際に受給資格を得ます) ※2	同左	
配偶者の死亡	小学校・中学校 それぞれ1万円(相当額) ※組合員の子が対象		
父母および子の死亡	5万円と花輪		
現役祝金	1万円		
長寿祝金	70歳を迎えた際 2万円 ※2		
自宅	全焼	77歳を迎えた際 3万円、80歳を迎えた際 2万円※2	5万円
	半焼	最高10万円(借家やアパート居住者も同額)(09年4月より)	3万円
	一部焼・風水害	最高5万円(借家やアパート居住者も同額)(09年4月より)	同左
	建築中の建物の火災	最高2万円(09年4月より)	
	建築中の建物の火災	最高5万円 自分で自宅を施工している際の新築中の建物火災に適用	

※1 保障内容の一部は全労済が共済引受団体になります。

2002年8月以降の加入者が75歳以上になった場合の事由発生には給付が制限されます。

※2 2026年4月1日以降の発生事由から対象となります。

〔結婚祝金〕は改定前3万円、「成人祝金」と「出生祝金」は改定前2万円、「80歳の長寿祝金」は改定前1万円、「現役祝金」は新設されました。

(注1) 共済受給資格発生は組合加入が承認された中央執行委員会の翌月1日からの発生事由が対象となります。ただし、傷病見舞金については、加入が承認された中央執行委員会の翌月から6ヶ月後の翌月1日以降の発生事由が対象となります。(2015年4月1日より)

(注2) 「シルバー共済」は、60歳を超えて加入した組合員に適用されます。

(注3) 傷病見舞金制度の給付日数は入院や通院、通算年数にもかかわらず180日が限度です。

(注4) 傷病見舞金の通院時の給付は、通院日数×4倍、もしくはは医師の労務不能日数の少ない方で給付となります。ただし、骨折等で固定治療(ギブス等)の場合は、医師の証明日数での給付となります。なお、特殊事情については考慮します。支部にご相談ください。

(注5) 傷病見舞金の申請時は、支部執行委員長が組織証明を行います。また、各種お祝い、火災等の見舞金申請は、分会で証明が必要です。支部にご相談ください。

(注6) すべての請求時効は3年間です。

(注7) 組合共済の給付は、組合員本人の事由が対象です。

2. 建設国保

自分や家族が病気になったり、けがをしたとき、治療費の負担を軽減するために、あらかじめ保険料を出し合い、必要な治療をうけることができるようにすることを目的にした、国の制度が、国民健康保険です。

建設国保は、この制度にもとづき、建設ユニオンをはじめ、建設労働組合が母体組合となって設立した自前の国民健康保険です。昭和45年に設立され、同じ建設業に従事しているという特徴を活かして、運営を続けています。

個人事業所や一人親方の皆さんが通常加入している「国民健康保険(公営国保)」は、市区町村が運営していますが、「建設国保(組合同保)」は、組合が自前に運営していることから、公営国保にはない大きな特徴があります。

また、法人事業所の皆さんは、「協会けんぽ」に加入することが原則ですが、組合同保に加入したまま厚生年金をかける「健保適用除外制度」があります。(詳しくは支部窓口にてご相談ください)

一般的な法人事業所	協会けんぽ	+	厚生年金
個人事業所、一人親方	組合同保	+	国民年金
健保適用除外制度を活用した法人事業所	組合同保	+	厚生年金

人間ドックや健康診断等の助成、保養施設利用補助、東京ディズニーリゾート利用補助等もあります

(ゼネコン現場で求められる、社会保険の加入証明は、組合同保でも大丈夫です)

公営国保と組合同保との違い

	公 営 国 保	組 合 国 保
保険料	所得および家族の人数で決まります。	仕事上の立場や年齢、家族の人数で決まります。
償還金制度	なし	治療費が月単位で一定額をこえた場合、払い戻し(償還金)をうけることができます。
傷病手当金	なし	本人が入院した場合などに、1日2千円～1万円の傷病手当金をうけとることができます。
出産手当金	なし	女性組合員が出産する際、産前産後に、手当金をうけとることができます。

※加入時の添付書類

- ・住民票(世帯全員で省略の無いもの)
- ・建設業に従事していることが確認できる書類(加入届出書にはマイナンバーの記入が必要です。)

2024年12月2日以降、新たな保険証の発行は無くなったため、マイナ保険証(健康保険の利用登録をしたマイナンバーカード)の所持状況により、保険証に代わる書類として「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が発行されます。

- *「資格確認書」…マイナ保険証を持っていない方に発行。今までの保険証と同様に医療機関等の窓口で提示し受診します。
- *「資格情報のお知らせ」…マイナ保険証を持っている方に発行。マイナンバーカードには氏名、生年月日等の記載しか無いため、自身の健康保険の資格情報の確認に用います。また、マイナ保険証が利用できない医療機関等を受診する際にマイナ保険証と一緒に提示し受診します。

2-1. 東建国保〈東京建設業国民健康保険組合〉

● 東建国保の主な給付内容

名 目	内 容
傷病手当金 (組合員本人のみ)	病院入院期間 1日5,000円×年度内60日間 (加入後6ヶ月経過した組合員が病 気等で入院した時)
出産手当金 (組合員本人のみ)	1日5,000円×産前42日、産後 56日まで(加入後1年経過した組 合員が出産し、収入がない時)
出産育児一時金 (本人・家族とも)	一児につき500,000円
葬 祭 費	本人・家族は80,000円
償還払い制度	組合員本人 入院時・通院時・月 単位1レセプト17,500円を超え た分を償還します。

● 東建国保の主な保健事業内容

- 〈組合の集団健診〉 健診内容により最高11,000円を補助。
- 〈人間ドック〉 東建国保の指定医療機関で自己負担15,000円を受診できます。
- 〈保養施設利用補助〉 東建国保が契約している保養施設(契約旅館)を組合員・家族が利用される場合、被保険者1人につき3,000円が補助されます。
- 〈インフルエンザ予防接種補助〉 被保険者(接種時に65歳未満)1人につき、2,000円を上限に年度中1回補助されます。
- 〈東京ディズニーリゾート® 利用補助〉 東建国保の被保険者がディズニーランド・ディズニーシーを利用する際、1,500円の利用券があります。
- 〈フィットネスクラブ会費割引等〉 メガロスの定価月会費から1,100円割引、都度利用が1,650円/回となります。

● 東建国保の保険料

年 齢	健康保険料(月額) 組合員				介護保険料
	法人事業主	個人事業主	一人親方	従業員	
15～24歳	26,500円	23,100円	15,200円	15,200円	—
25～29歳	30,000円	26,600円	18,700円	18,700円	—
30～34歳	32,800円	29,400円	25,300円	21,500円	—
35～44歳	34,100円	30,700円	26,600円	22,800円	4,200円
45～54歳	34,200円	30,800円	26,700円	22,900円	4,200円
55～64歳	34,700円	31,300円	27,200円	23,400円	4,200円
65～74歳	34,700円	31,300円	27,200円	23,400円	—

健康保険料(月額) 家族		介護保険料
未就学児(就学前6歳未満)	1,900円	—
小学校低学年(6歳以上9歳未満)	3,800円	—
小学校高学年(9歳以上12歳未満)	4,300円	—
中学生(12歳以上15歳未満)	4,800円	—
高校生世代(15歳以上18歳未満)	5,300円	—
成人男性(25～59歳)	15,900円	4,200円
一般(上記を除く家族)	7,200円	4,200円

※18歳以上の組合員・家族保険料には子ども子育て支援金400円が含まれます。

※家族保険料は5人まで徴収。都外居住者には組合員・家族共に1,300円を加算。

※介護保険料の徴収は組合員・家族共に40歳から64歳まで。

産前産後期間の健康保険料軽減措置

届出により、出産する被保険者または出産した被保険者の出産予定月(出産月)の前月から出産予定月(出産月)の翌々月までの4ヶ月の保険料が軽減され、後日還付されます。(多胎妊娠の場合は、出産予定月(出産月)の前3ヶ月から6ヶ月分の保険料)

■ 6支所共済制度

① 入院給付金制度により最大25,000円を給付します！

東建国保は償還払い制度により、1レセプト17,500円を超えた医療費の払戻し制度を実施しています。6支所共済では、自己負担部分の最大17,500円払戻して医療費を実質無料とする制度を行っていましたが、2024年4月診療分から給付額を7,500円増額し最大25,000円を給付しています。

※1レセプト⇒同一医療機関・診療所で、1か月間にかかった医療費の請求書

② 育児支援金により出産後の健康保険料を払戻します！（最大21か月分）

女性組合員が出産後、育児のために休業した場合に、休業時の健康保険料を補助する制度です。

③ 男性育休支援制度が始まりました！

休業10日未満10,000円、休業10日以上30,000円を給付

男性が育児休暇を申請した際の支援制度です。男性の場合、1月丸ごと休む事は稀であるため、10日未満の休業に対し10,000円、10日以上の上の休業で30,000円を給付します(対象の子供の年齢が2歳に達するまで)。

④ 日帰り手術支援制度、申請により30,000円を補助します！

⑤ 子育て支援制度、東建国保に加入する小・中・高に入学する年齢に達したお子さんを対象10,000円を給付します！

■ 建設7支所カードを活用しよう！

※東京都建設組合と建設ユニオンとの組織合同により、7支所から6支所に名称は変わっていますが、発行済みのカードは、そのまま有効期限までお使いいただけます。

建材店等と提携、7支所カードの提示で下記の割引が受けられます。

会計の際はレジにて、お手持ちの7支所カードをご提示ください。

① コーナンPRO・ビーバープロ

(東京・神奈川・千葉・埼玉 39店舗) カード提示で**3%引き**

※割引対象外商品があります。ご注意ください。

② 東邦興産(居酒屋3店舗) カード提示で**10%引き**



このカードを
ご提示ください

店頭はこの
シールが
目印です

建設
7支所
カード

建設7支所カード登録店

店名	住所	電話番号	営業時間/定休日
魚や 次男坊店	世田谷区太子堂 4-22-14 香田ビル1階	03-3487-6384	店舗により異なります。 ご来店前に店舗に確認 しておくことをおすす めします。
魚や NSビル店	新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 29階	03-5321-4121	
勝浦よろず萬べえ店	渋谷区代々木 1-37-6 三栄商事ビル2階	03-3320-7011	

③ クッキング・チーズ カード提示で**5%引き**

TEL 03-5935-4428 練馬区東大泉 5-38-20/11:00~19:30(月曜定休)

チーズブレンダーが厳選したチーズで作る専門店

※普段使いの料理用チーズやチーズ菓子に特化したチーズショップ

④ こくみん共済指定自動車修理工場

⑤ 靴流通センター(株)チヨダ

靴流通センターのホームページ kutsu.com にアクセスし、ログインの上、靴を購入する際に**クーポンコード**を入力することにより**10%割引**が適用されます。

※クーポンコードは半年に1度変わりますので、各支所にお問い合わせください。



ご家族も、使用できます。

カードの有効期限は、「2028年3月末まで」です。組合を脱退するときはカードを組合までご返却ください。6支所共済のお問合せは、所属の各支部までお願いします。

2-2. 中建国保〈中央建設国民健康保険組合〉

● 中建国保の主な給付内容

名 目	内 容
傷病手当金(組合員本人のみ) (休業連続5日以上で 1日目から支給)	(通院) 1日2,000円~4,000円 / (入院) 1日8,000円 3年を単位として、それぞれ最高50日間給付。 ただし、加入後90日以内は給付しません。
出産手当金(組合員本人のみ)	1日2,000円~4,000円 産前25日、産後40日まで。加入後180日以内の出産は、給付対象外です。
出産育児一時金(本人・家族とも)	一児につき500,000円
葬 祭 費	本人 70,000円 / 家族 50,000円
償還払い制度	70歳未満組合員本人は、保険診療分医療費について、月単位1レセプト17,500円を超えた分を償還します。ただし、加入後3ヶ月後からの給付となります。

● 中建国保の主な保健事業内容

〈健康診断(組合員本人と20歳以上の家族)〉 最高12,000円を補助。

〈保養施設利用補助〉 指定している保養施設に宿泊した被保険者(本人・家族)に一泊3,000円の補助(年1回)。

〈インフルエンザ予防接種補助〉 被保険者1人につき2,000円を年度中2回まで補助。

● 中建国保の保険料(千葉)

健 康 保 険 料		介護保険料	合 計	
組 合 員 種 別	月 額	月 額	月 額	
法人第1種	30歳以上法人事業主	33,600円	4,900円	38,500円
第1種	30歳以上個人事業主	31,800円	4,800円	36,600円
第2種	30歳以上一人親方	27,200円	4,200円	31,400円
法人第3種	30歳以上の法人従業員	23,200円	3,700円	26,900円
第3種	30歳以上の個人従業員	22,500円	3,600円	26,100円
第4種	30歳未満	15,500円	—	15,500円
第5種	25歳未満	12,800円	—	12,800円
第6種	20歳未満	10,200円	—	10,200円
家 族	3歳以上6歳未満	3,600円	—	3,600円
	6歳以上18歳未満	4,900円	—	4,900円
	18歳以上23歳未満	5,200円	—	5,200円
	23歳以上70歳未満	6,100円	2,800円	8,900円
	70歳以上75歳未満	5,300円	—	5,300円

● 中建国保の保険料(茨城)

健 康 保 険 料		介護保険料	合 計	
組 合 員 種 別	月 額	月 額	月 額	
法人第1種	30歳以上法人事業主	33,800円	4,900円	38,700円
第1種	30歳以上個人事業主	32,000円	4,800円	36,800円
第2種	30歳以上一人親方	27,400円	4,200円	31,600円
法人第3種	30歳以上の法人従業員	23,400円	3,700円	27,100円
第3種	30歳以上の個人従業員	22,700円	3,600円	26,300円
第4種	30歳未満	15,500円	—	15,500円
第5種	25歳未満	12,800円	—	12,800円
第6種	20歳未満	10,200円	—	10,200円
家 族	3歳以上6歳未満	3,600円	—	3,600円
	6歳以上18歳未満	4,900円	—	4,900円
	18歳以上23歳未満	5,200円	—	5,200円
	23歳以上70歳未満	6,100円	2,800円	8,900円
	70歳以上75歳未満	5,300円	—	5,300円

※上記保険料には18歳以上対象の子ども子育て支援金として、30歳以上組合員500円、30歳未満組合員400円、家族300円が含まれます。

※3歳未満の家族保険料の徴収は行ないません。家族保険料は5人まで徴収。

※介護保険料の徴収は組合員・家族共に40歳から64歳まで。

※組合員や家族が出産したとき、組合員が育児休業を取得したときは、届け出により世帯分または当該家族分の保険料が免除されます。

2-3. 埼玉建設国民健康保険組合

● 埼玉建設国保の主な給付内容

名 目	内 容
傷病手当金 (組合員本人のみ) ※新規加入後の給付制限期間あり	3年間で通院最高60日間 通院は保険料区分で日額が決まります ☆特1種 1日4,000円 ☆第1種 1日3,500円 ☆第2種A・B・C・D・E 1日3,000円 ☆第3種A・B～6種 1日2,500円 入院1日10,000円×3年間で最高60日間 ※連続して4日以上以上の休業があった時、1日目から給付
出産手当金 (組合員本人のみ)	入院1日10,000円 通院1日2,500～4,000円 ×産前42日、産後56日まで
出産育児一時金 (本人・家族とも)	一児につき500,000円
葬 祭 費	本人・家族とも70,000円
医療費償還金制度 ※新規加入後の給付制限期間あり	組合員が入院した際は、その月単位1レセプト17,500円を超えた医療費が償還されます。

● 埼玉建設国保の主な保健事業内容

- 〈組合の集団健診〉 10,000円の補助(健診費用が14,000円未満の場合は、8,000円の補助)。
- 〈人間ドック・脳ドック〉 人間ドック20,000円の補助。脳ドック30,000円の補助。肺ドック20,000円の補助。
- 〈婦人科健診〉 女性被保険者が乳がん、子宮がん、婦人科健診を受診したときには、年度内1回3,000円の補助。
- 〈保養施設利用補助〉 埼玉建設国保が契約している保養施設(契約旅館)を組合員・家族が利用される場合、被保険者1人(3歳以上)につき年度内2回3,000円が補助されます。詳しくは支部事務所窓口まで。
- 〈インフルエンザ予防接種補助〉 被保険者(接種時に65歳未満)1人につき、2,000円を上限に年度中1回補助。
- 〈インフルエンザ以外の予防接種補助〉 被保険者1人につき、負担額の50%(2,000円を上限)を年度中1回補助。詳しくは支部事務所窓口まで。
- 〈東京ディズニーリゾート® 利用補助〉 埼玉建設国保の被保険者がディズニーランド・ディズニーシーを利用する際、2,000円の利用券があります。
- 〈電話健康相談〉 医師の24時間常勤体制で、電話健康相談(無料)を行っています。気になる身体の症状、家庭看護介護に関する相談など健康と医療に関する相談を受け付けています。相談は下記のフリーダイヤルまでお願いします。
フリーダイヤル 0120-4976-24

● 埼玉建設国保の保険料

健 康 保 険 料		介護保険料	合 計	
組 合 員 種 別	月 額	月 額	月 額	
特1種A	40歳以上の法人事業主	32,500円	5,600円	38,100円
特1種B	30歳～39歳の法人事業主	26,700円	—	26,700円
特1種C	25歳～29歳の法人事業主	18,600円	—	18,600円
特1種D	25歳未満の法人事業主	15,400円	—	15,400円
第1種A	40歳以上の個人事業主	29,900円	5,100円	35,000円
第1種B	30歳～39歳の個人事業主	26,500円	—	26,500円
第1種C	25歳～29歳の個人事業主	18,300円	—	18,300円
第1種D	25歳未満の個人事業主	15,000円	—	15,000円
第2種A	50歳以上の一人親方	26,200円	4,700円	30,900円
第2種B	35歳～49歳の一人親方	25,800円	4,700円	30,500円
第2種C	30歳～34歳の一人親方	20,800円	—	20,800円
第2種D	25歳～29歳の一人親方	13,100円	—	13,100円
第2種E	25歳未満の一人親方	11,100円	—	11,100円
第3種A	35歳以上の男性従業員	20,600円	4,200円	24,800円
第3種B	30歳～34歳の男性従業員	20,000円	—	20,000円
第4種	30歳以上の女性従業員	17,500円	4,200円	21,700円
第5種	25歳～29歳の従業員	12,600円	—	12,600円
第6種	25歳未満の従業員	10,600円	—	10,600円
家族 (下記以外)		5,300円	3,000円	8,300円
家族 (就学～高校生世代)		5,100円	—	5,100円
家族 (未就学児)		3,600円	—	3,600円

※上記保険料には子ども子育て支援金として、組合員(年齢・働き方により)300円～700円、家族(18歳以上)200円が含まれます。

※0歳児の保険料は2歳の誕生月まで徴収しません。2歳～小学校入学前までは3,600円です。

※介護保険料の徴収は組合員・家族共に40歳から64歳まで。

※育児休業を取得する第3種～6種の組合員の保険料は休業期間に応じて免除されます。

※上記の健康保険料に加え、別途、750円(埼玉分担金)を徴収させていただきます。

2-4. 神建国保〈神奈川県建設業国民健康保険組合〉

● 神建国保の主な給付内容

名 目	内 容
傷病手当金 (組合員本人のみ)	入院1日4,000円×最高50日間
出産手当金 (組合員本人のみ)	出産に際し250,000円
出産育児一時金 (本人・家族とも)	一児につき500,000円
葬 祭 費	本人 100,000円 家族 50,000円
償還払い制度	同じ月に組合員本人20,000円を超えた分・家族30,000円を超えた分の医療費が後日払い戻されます。

● 神建国保の主な保健事業内容

〈健康診断・人間ドック〉

年度内1回、30,000円を限度に費用の8割を補助。

〈脳ドック〉

3年に1回、30,000円を限度に費用の8割を補助。

〈大腸がん健診〉

満40歳以上の組合員及び家族が、指定医療機関にて、大腸がん検査を受けた場合、その費用を全額補助。

〈ウォーキング助成〉

- ①神奈川県内2つのウォーキング協会の例会参加費補助。
- ②組合が企画するウォーキングへの助成。

〈インフルエンザ予防接種補助〉

年度内1回、2,000円までを限度に支給(接種時に65歳未満)。

〈婦人科健診〉 契約医療機関で実施。

※「出産育児一時金の直接払い制度」「入院高額療養費の限度額適用認定制度」の申請は、支部窓口までお問い合わせください。

● 神建国保の保険料

健康保険料(月額)			介護保険料
年 齢	事業主	従業員	月 額
15～19歳	23,300円	15,000円	—
20～29歳	25,300円	17,000円	—
30～39歳	26,600円	19,800円	—
40～49歳	26,600円	19,800円	4,900円
50～59歳	28,100円	20,800円	4,900円
60～64歳	29,600円	21,800円	4,900円
65～74歳	31,300円	23,500円	—
家族保険料			
15歳未満の家族	6,000円		—
15～17歳の家族	6,700円		
その他の家族	7,500円		4,900円

※組合員・18歳以上の家族保険料には子ども子育て支援金800円が含まれます。

※家族保険料は4人まで徴収。介護保険料の徴収は組合員・家族共に40歳から64歳まで。

3. 労働保険【労災保険・雇用保険】

突然の災害も労災加入で安心

組合は、労働保険事務組合をつくり、仕事上の思わぬ災害に備えています。仕事上のケガや通勤途中の事故、仕事の原因の病気、あるいは障がいや死亡事故のときでも、労災保険が適用されます。労災保険は、労働者が業務上の災害を受けた時に補償される労働者保護の保険で、国の法律にもとづいて、元請や下請に関係なく、1人でも労働者・職人を使う事業者、または年間のべ100日以上労働者を使う事業主は、労災保険への加入が強制されています。加入すると、1件の請負工事金額が1億8千万円未満(税抜)ならば、年間を通して、工事の大小、日時、場所に関係なく、その現場には労災保険がかかっていることとなります。労災保険は万一の災害に備える“転ばぬ先のツエ”です。

また、事業主、一人親方は自分で労災保険をかけないと(特別加入)労災保険を適用することができません。万が一の事態にそなえて、労災保険への加入をおすすめします。

労災保険に入ると次の給付が受けられます

- 治療費と入院費(療養補償給付)** 治るまで全額無料でかかれます。
- 仕事を休んだとき(休業補償給付)** 休業4日目から働けるようになるまで、1日につき平均賃金の80%が支給されます。
- 障がいが残ったとき** 障がい補償年金や障がい補償一時金が支給されます。
- 死亡事故のとき** 遺族補償年金あるいは遺族補償一時金とともに葬祭料が支給されます。

事業主は特別加入に、一人親方は一人親方労災に加入を！

事業主(家族事業専従者や法人役員等)は**事業主特別加入労災**に入ることによって、労災事故時の治療費や休業補償を受けられます。事業主特別加入労災は、事業主が、共に働く労働者と同様の現場作業に従事することを前提に適用される労災保険です。したがって、労働基準法が1日8時間労働になっている関係で、1日の適用時間帯は原則として、午前8時～午後5時までとなりますのでご注意ください。

事業主と生計を一にする同居の親族は、原則として労働基準法上の「労働者に該当しない」ため、特別加入をしなければ、労災補償を受けることができません。法人の場合は、役員(業務執行権を有する者)全員が加入しなければなりません。

また、年間に労働者を雇う日数が100日未満の事業主の方は、一人親方労災の対象になります。一人親方労災は、基本的に労働時間に制限がないため、深夜労働等で被災した場合等でも補償されます。じん肺アスベストなどの粉塵災害による職業病の認定には、労災加入期間が問題になるケースがありますので、労災保険への加入をおすすめします。1日あたりの収入に見合った希望日額を選択してください。

労災保険の種類と保険料

● 小工事一括労災保険(有期事業)

工期があらかじめ予定されている1件の請負工事金額が1億8千万円未満(税抜)の建築工事をいい、下請負も含め労働者を1人でも使う事業主は労災保険への加入が義務づけられています。

年間の元請金額	年間保険料 ^{※1}	
	大工・鳶・塗装	
500,000円	1,093円	
1,000,000円	2,185円	
3,000,000円	6,555円	
5,000,000円	10,925円	
8,000,000円	17,480円	
10,000,000円	21,850円	
20,000,000円	43,700円	
30,000,000円	65,550円	
50,000,000円	109,250円	

(希望日額の中から自由選択) 事業主特別加入	希望日額	休業補償費	年間保険料 大工・鳶・塗装
	7,000円	5,600円	24,273円
	8,000円	6,400円	27,740円
	9,000円	7,200円	31,208円
	10,000円	8,000円	34,675円
	12,000円	9,600円	41,610円
	14,000円	11,200円	48,545円
	16,000円	12,800円	55,480円
	18,000円	14,400円	62,415円
	20,000円	16,000円	69,350円
	22,000円	17,600円	76,285円
	24,000円	19,200円	83,220円
	25,000円	20,000円	86,688円

※1 〈一般・労働者の年間保険料の計算方法〉年間の元請金額×0.23(労務費率)＝賃金額。賃金額×0.0095。

※石綿搬出金制度が設立された関係で、賃金額の0.02/1000が徴収されます。

● 継続事業労災保険

建具、畳、鉄工などの製造、加工業を営む事業で、常時(1人でも)労働者を使う事業主は、労災保険と雇用保険(失業給付)への加入が義務づけられています。

使用人に支払った 年間の賃金総額	年間保険料				
	建具・木製品製造 (料率0.013)	鉄工・溶接 (料率0.009)	コンクリート製造 (料率0.013)	畳・表具製造 (料率0.006)	
2,000,000円	26,000円	18,000円	26,000円	12,000円	
5,000,000円	65,000円	45,000円	65,000円	30,000円	
10,000,000円	130,000円	90,000円	130,000円	60,000円	
(希望日額の中から自由選択) 事業主特別加入	希望日額	建具・木製品製造	鉄工・溶接	コンクリート製造	畳・表具製造
	7,000円	33,215円	22,995円	33,215円	15,330円
	8,000円	37,960円	26,280円	37,960円	17,520円
	9,000円	42,705円	29,565円	42,705円	19,710円
	10,000円	47,450円	32,850円	47,450円	21,900円
	12,000円	56,940円	39,420円	56,940円	26,280円
	14,000円	66,430円	45,990円	66,430円	30,660円
	16,000円	75,920円	52,560円	75,920円	35,040円
	18,000円	85,410円	59,130円	85,410円	39,420円
	20,000円	94,900円	65,700円	94,900円	43,800円
	22,000円	104,390円	72,270円	104,390円	48,180円
24,000円	113,880円	78,840円	113,880円	52,560円	
25,000円	118,625円	82,125円	118,625円	54,750円	

※年度途中に加入した場合、事業主特別加入の保険料は月割計算になります。

* 労災事務費：事務組合加入金 (再加入を含む) 2,200円
 労災保険事務費 (大工・工務店・各職) 8,800円

●一人親方労災保険料

建築事業で人に使われることもないが、人を使うこともない、いわゆる一人親方が加入する「労災保険」です。

※年間保険料(料率0.017)、単位:円

希望日額	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円	22,000円	24,000円	25,000円
補償額	5,600円	6,400円	7,200円	8,000円	9,600円	11,200円	12,800円	14,400円	16,000円	17,600円	19,200円	20,000円
月補償額	168,000円	192,000円	216,000円	240,000円	288,000円	336,000円	384,000円	432,000円	480,000円	528,000円	576,000円	600,000円
年間保険料	43,435円	49,640円	55,845円	62,050円	74,460円	86,870円	99,280円	111,690円	124,100円	136,510円	148,920円	155,125円
中途加入保険料	5月	39,816円	45,504円	51,192円	56,880円	68,255円	79,631円	91,007円	102,383円	113,759円	125,135円	136,510円
	6月	36,196円	41,367円	46,538円	51,709円	62,050円	72,392円	82,734円	93,075円	103,417円	113,759円	124,100円
	7月	32,577円	37,230円	41,884円	46,538円	55,845円	65,153円	74,460円	83,768円	93,075円	102,383円	111,690円
	8月	28,957円	33,094円	37,230円	41,367円	49,640円	57,914円	66,187円	74,460円	82,734円	91,007円	99,280円
	9月	25,338円	28,957円	32,577円	36,196円	43,435円	50,675円	57,914円	65,153円	72,392円	79,631円	86,870円
	10月	21,718円	24,820円	27,923円	31,025円	37,230円	43,435円	49,640円	55,845円	62,050円	68,255円	74,460円
	11月	18,098円	20,684円	23,269円	25,855円	31,025円	36,196円	41,367円	46,538円	51,709円	56,880円	62,050円
	12月	14,479円	16,547円	18,615円	20,684円	24,820円	28,957円	33,094円	37,230円	41,367円	45,504円	49,640円
	1月	10,859円	12,410円	13,962円	15,513円	18,615円	21,718円	24,820円	27,923円	31,025円	34,128円	37,230円
	2月	7,240円	8,274円	9,308円	10,342円	12,410円	14,479円	16,547円	18,615円	20,684円	22,752円	24,820円
	3月	3,620円	4,137円	4,654円	5,171円	6,205円	7,240円	8,274円	9,308円	10,342円	11,376円	12,410円

※労働者を使う日数が、年間100日未満の方しか加入できません。

※次のような場合は、業務上災害として補償を受けられません。①自宅の補修を行う場合。②請負契約によらないで、製造又は販売を目的として建具・畳・木製品・製鉄品を製造するもの。

※粉じん作業を行う業務(石工・はつり等)を3年以上、振動工具を用いて行う業務を1年以上、有機溶剤業務を6ヶ月以上従事している方は、健康診断が必要となります。該当者は指示された診断実施期間内で受診をしてください。診断の結果によっては、適用されない場合もあります。

*一人親方労災事務費 2,200円

雇用保険に加入しましょう

雇用保険は、従業員を雇う場合、必ずかけなくてはなりません。かつては、失業保険といわれていたものです。手続きは、組合で取扱いができますので、労災保険と一緒に掛けましょう。保険料の算出は以下の通りです。

雇用保険

事業の種類	雇用保険料率		
	①事業主負担	②労働者負担	①+②
建築の事業	0.0105	0.006	0.0165
他一般事務	0.0085	0.005	0.0135

*事務費 8,800円
離職票作製事務費 3,300円

4. 現場総合保険【仕事のリスクに備える】

労災・雇用保険に加入しても、仕事をする上で様々な問題が発生します。

「工事中の現場が燃えた」「通行人にケガをさせた」「引渡し後に工事不良で損害を与えた」「労災の補償では足りない」、そうした請負上のリスクに備えるため、様々な補償を一本化したユニオンの「現場総合保険」です。請負をする方は必ず加入しましょう。

平成26年4月より制度の一本化を行い、全ての支部での取り扱いを開始しました。

現場総合保険とは？

「事業活動総合保険」および「労働災害総合保険」をセットした契約の総称です。

●現場総合保険の4つのメリット

① ご契約の手続きが簡単！	➡	工事ごとに保険のご契約手続きが不要です。 契約終了後の保険料精算も不要です。
② 必要な補償を1本でカバー！	➡	工事現場での工事中の事故から 工事終了後まで幅広く補償します。
③ 割引適用！	➡	ユニオンの団体割引などが適用されますので個別 に契約されるよりも保険料がお得です。
④ 労災事故も上乗せで補償！	➡	従業員・下請負人の労災上乗せ補償も 選択可能です。

お申込みの際は**加入申請書**とあわせて直近の**「決算書」**もしくは**「確定申告書」**を窓口となる支部へ提出してください。

保険期間は**毎年6月1日から1年間**です。
保険期間の**途中からのご加入**も可能です。

保険料は、上記**業種内容**および契約締結時直近となる**会計年度年間売上高(税込)**を基に計算いたします。

事故受付から解決まで、取扱代理店で対応します！
事故が発生したら、すみやかに窓口となる支部へご連絡ください。



このご案内は概要を説明したものです。保険商品に関するご案内、保険料目安、補償について等、詳しい情報は、各支部にございますパンフレットをご覧ください。

【引受保険会社】 損害保険ジャパン株式会社
 【取扱代理店】 日商保険コンサルティング株式会社
 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-9 210野村ビル
 TEL：03-5468-3225 FAX：03-5468-3445
 (受付時間：午前9時から午後5時まで)
 承認番号 SJ25-12780(2026/1/14)

5. 各種共済保険制度で安心を+α

家族賠償責任保険【日常生活の賠償事故から守る】

第三者に対する賠償責任の備えは万全ですか

「加入しやすく、万が一に備える」頼もしい保険です

私達の日常生活の中には様々な危険が潜んでいます。「他人にけがをさせたり、他人の物を壊してしまった」など、第三者に対する賠償責任の備えは万全ですか？「家族賠償責任保険」は、日常生活にて生じた賠償責任事故から家族を守る制度です。

<お支払限度額 1 億円(免責 0 円)……年間保険料 1,790 円の掛金で 1 億円の保障>

こくみん共済（こくみん共済 coop〈全労済〉）

- 家計にやさしい手頃な掛金で充実した保障。
- 申込書の提出先は組合で、毎月の支払いは銀行から引き落とし。
- 「総合保障タイプ」「医療保障タイプ」「終身医療保障タイプ」「こども補償タイプ」「シニア総合保障タイプ」など、家族と年齢とニーズに合わせたタイプから選べます。
- 毎年の決算で剰余金が出たときは、割り戻し金としてお戻しします。

ユニオン自動車共済 経費削減のご案内

安心・手頃なユニオン自動車共済

建設ユニオンは、関東自動車共済と団体提携をしています。そこで、通常は無事故割引の後に更に団体割引 20.0%（共済始期日は令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで割引率適用）が適用されます。

建設ユニオンの組合員の方なら、どなたでも加入でき、他社からの割引も継承できます。

主な特長

- 手頃な掛け金
- 団体割引 20.0%
（共済始期日は令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで割引率適用）
- 他社からの無事故割引を継承
- 工事車両や法人名義の車両も加入 OK
- 砂利、砂、ガラなどを積む工事用車両も加入できます。
- 組合員とその家族が所有する車、組合員が会社役員となっている場合でも OK です。

無料でお見積もり
見直してみませんか
お問い合わせは
建設ユニオン 各支部へ
お願い致します



6. 税金学習【頭をいためる税金も組合で安心】

組合は、所得税や消費税の学習会を定期的を開いて、職人にとって一番頭を痛める「税金」にとり組んでいます。

税務署からの呼び出しや調査のときは、組合もいっしょに対応し、組合員の利益（納税者の権利）を守って、問題のない解決に努めています。

大衆増税に反対する取り組みを進めています

組合では、消費税、所得税の増税に反対する取り組みを進めています。2023年10月からインボイス制度が開始されました。本来、消費税を納める必要の無い免税事業者が、インボイスの登録事業者になった場合は、新たに消費税を納める必要があります。

また2024年1月からは電子帳簿保存法の改正により電子取引データの保存義務が開始されました。法人、個人を問わず、すべての事業者が対象となります。

複雑化する税制により仲間に不利益が生じないように制度の周知に努めると共に、引き続き大衆増税反対の運動を進めていきます。

増税反対!!



わかりやすい「所得とりまとめ帳」で記帳を

組合では、帳簿のつけ方がまったくわからない人でも活用できるように「所得とりまとめ帳」（所得計算書）をつくって、月々の仕事のまとめや年間の所得計算が簡単にできるようにしています。

申告時には、組合で学習会

組合では、毎年3月15日の確定申告時にあわせて、1月下旬から2月までの期間「所得とりまとめ帳」にもとづいて、所得税や消費税、住民税の学習会を各支部で開催しています。支部事務所までお問い合わせください。



7. 仕事・賃金確保のために

衣食住の「住」を担う建設業は、社会的貢献度が大きい仕事です。

耐震改修やバリアフリー、火災警報器設置など、地域への貢献と仕事おこしを、行政や住民の皆さんと協力しておこなっています。

また、公正な賃金を法的に保障する公契約法(条例)の制定運動に取り組んでいます。

地域の安全・安心に貢献する

地元の建設職人が地域住民の皆様に奉仕する活動として、商店街、公園、公民館などを会場に「住宅デー」を開催しています。

国土交通省・林野庁・東京都・社会福祉協議会等の多くの団体から後援をいただいています。

会場では、耐震診断・耐震改修やバリアフリー、長期優良住宅、地域の住宅リフォーム支援制度等の「住まいの何でも相談会」、包丁研ぎやまな板削り、木工教室等のイベントで、地域での交流、信頼を深めています。



自治体と提携した住宅センター事業

組合では、各区・市と提携して、住宅センター事業をおこなっています。区・市で受け付けた住民のリフォームや修繕の相談を、センターの会員が見積もり、施工する事業です。自治体が窓口なので、住民からも信頼され、仕事確保にもつながっています。

また、介護支援センターと提携したバリアフリー工事や、町会と協力しての耐震診断や火災警報器の設置など、地域の安全・安心の住まいづくりに貢献しています。

大手ゼネコン・住宅メーカーへ企業交渉

組合には大手ゼネコンやハウスメーカー、パワービルダーの現場で働いている仲間が多く加入しています。こうした現場では、低賃金・低単価、劣悪な労働条件が押し付けられ、命と技術が軽視され、ごく普通の生活さえ困難な仲間が増えています。

組合では、全建総連(全国建設労働組合総連合)の関東の組合と共同して毎年春、秋の2回企業交渉と春にパワービルダー交渉をおこない、賃金・単価の引き上げ、現場の労働環境の改善などを要求しています。

【企業交渉 交渉で勝ち取った事例】

- ・ S建設「都内●●本社ビル解体現場」駐車場代の一方的な下請け負担を追求し全額返金。

従事者から「敷地内駐車場に車を止める際に、1日1000円の駐車料金を取られる」と告発があった。

企業とは「双方合意の上で、必要経費の負担はあり得る」と確認していたが、今回の現場では協議がなかった。

➡組合から実態把握と対応について求めたところ、後日、駐車場代の全額返金がされた。仲間からは「組合に相談してよかった」との声が寄せられた。

8. 建設キャリアアップシステム

建設ユニオンはカード発行が早い!



建設ユニオンで技能者登録すれば、
初回の登録料金(4,900円 詳細型登録)は無料!

建設業が将来にわたって、その重要な役割を果たしていくためには、現場を担う技能労働者(技能者)の高齢化や若者の減少といった構造的な課題への対応を一層推進し、建設業を支える優秀な担い手を確保・育成していく必要があります。

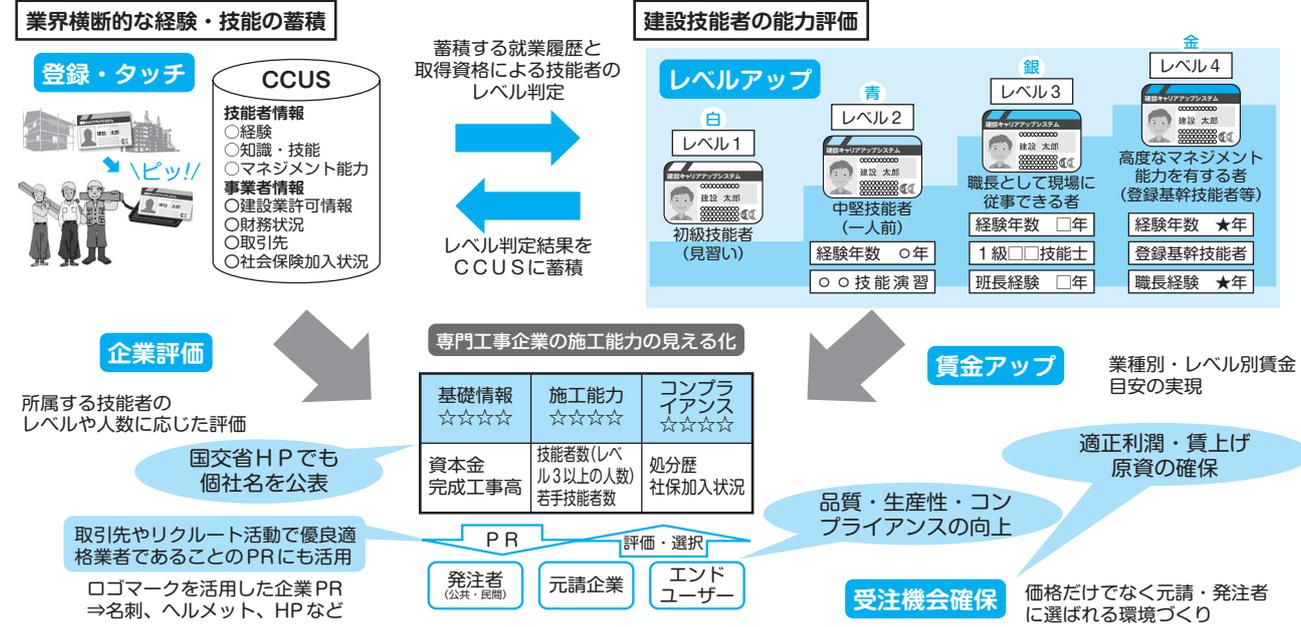
建設キャリアアップシステムは、官民一体となって業界を横断する取り組みとして、技能者一人一人の処遇を改善し、将来にわたるキャリアパスを明確にすることで、技能者の技能や経験を評価し、入職、定着促進につなげ、優秀な技能者をきちんと雇用し、育てる企業が伸びる環境を創造することで、事業者は高い評価と受注機会の確保や施工力と品質の確保といった、建設業界の好循環を生み出そうと進めています。

すでに177万人と半数以上の技能者が登録し、レベル判定を受けることで技能や経験に応じた賃金上昇につなげています。(2025年12月末時点、2024年労働力調査時300万人比)

そのため、建設ユニオンでは建設キャリアアップシステムの事業者、技能者の登録を始め、変更申請、レベル評価、企業評価の手続きを受付けています。仲間の登録普及推進を図ることで、仲間の処遇改善をはじめとする、建設業界の新4K(給料・休日・希望・カッコいい)の実現に向けて進めています。

建設ユニオンでは、仲間の処遇改善をめざしてキャリアアップシステムの受付窓口となっています。

- 技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積。就業履歴と所得資格に基づくレベル判定(レベル1~4)の結果も蓄積。
- 事業者の社会保険加入状況、所属技能者のレベルや人数を蓄積
- CCUSに蓄積された事業者情報に基づき、企業評価を実施・見える化(☆~☆☆☆☆)
- ⇒施工能力等の高い専門工事企業が、単なる価格競争だけでなく、受注機会を確保し、雇用する技能労働者の処遇改善につなげる仕組みを構築



9. 特定技能外国人の受け入れ

仕事はあるのに人手不足

➔ 「特定技能外国人」の受け入れは、建設ユニオンで JAC(建設技能人材機構) 会員証明書の発行申請をしよう!

首都圏建設産業ユニオンは、建設業で働く仲間が加入する組合です。ユニオンは、建設分野の特定技能外国人の受け入れを支援する団体「(一社)建設技能人材機構 JAC」に正式加盟した、全国建設労働組合総連合に所属する団体です。

そのため、特定技能外国人を受け入れるために必要な一部費用がかかりません。建設ユニオンに加入の上、会員証明書の発行申請することにより、経費の節減が可能です。

JAC に正式加盟した場合の費用例

初年度	
① JAC 年会費	240,000 円
② 外国人受入負担金年額	150,000 円
合計	390,000 円

2 年目以降

① JAC 年会費	240,000 円
② 外国人受入負担金年額	150,000 円
合計	390,000 円

建設ユニオンに加入した場合の費用例

初年度	
① 建設ユニオン組合年会費	85,200 円
② 外国人受入負担金年額	150,000 円
③ 証明書発行手数料	37,200 円
合計	272,400 円

2 年目以降

① 建設ユニオン組合年会費	85,200 円
② 外国人受入負担金年額	150,000 円
合計	235,200 円

※外国人受入負担金は試験免除者(技能実習2号修了者等)を想定した金額です。
 ※上記の受入外国人負担金は1人分の金額です。

■ 受け入れ 企業がすべき事項の主なものと流れ

受入前

- 1 建設業法第3条許可の取得
- 2 JACに間接的又は直接的に加入・会員証明書の入手
 ※建設特定技能受入計画の認定申請に必要
- 3 建設キャリアアップシステムへの登録
- 4 特定技能雇用契約に係る重要事項説明
- 5 特定技能雇用契約の締結
- 6 建設特定技能受入計画の認定申請 (オンライン申請: 国交省)

証明書はここで提出します

※現に有する在留資格の在留期間満了日の半年前から申請可能
 ※建設特定技能受入計画の審査は、受入企業の主たる営業所を管轄する地方整備局等が担当します。地域によっては審査が完了するまで3~4ヵ月かかる場合があります。

- 7 1号特定技能外国人支援計画の作成
- 8 「在留資格変更許可申請」または「在留資格認定証明書交付申請」(窓口又はオンライン申請) 出入国在留管理庁
 ※「在留資格変更許可申請」は現に有する在留資格の在留期間満了日の2ヵ月前から申請可能
 ※「在留資格認定証明書交付申請」は入国予定年月日の3ヵ月前から申請可能

受入後

- 9 1号特定技能外国人受入報告書の提出
 オンライン申請(地方整備局等)
 ※受入後より1ヵ月以内に提出
- 10 受入れ後講習の受講
 (一財)国際建設技能振興機構(FITS)
 ※概ね6ヵ月以内に受講



特定技能外国人の受け入れ相談は建設ユニオン 各支部窓口又は本部に連絡ください!

10. 不払い対策・法律・労務管理相談【一人で悩まず組合へ】

元請企業の倒産・経営悪化などにより、下請の労働賃金・工事代金の不払いが多発しています。建設ユニオンではこうした事態への対応を行い問題の解決に取り組んでいます。

工事代金、賃金不払いに迅速に対応

低賃金・低単価のなか、組合では仲間の仕事と暮らしを守るため、賃金・工事代金の不払い相談、緊急融資の案内・求人・求職情報の掲示、そして仕事上の様ざまなトラブルに専門的に対応する法律相談などの対策を実施しています。

無料法律相談

毎月定期的に「法律相談会」も実施、仕事上の相談はもちろん、暮らしのトラブルなどの解決をサポートします。相談には組合の顧問弁護士があたりますから、相談料は無料、懇切丁寧に難問解決にあたります。

毎月1回、無料法律相談を開催

不払い、立ち退き問題、建築紛争などを受け付け、解決に向けた法律相談を行っています。組合の顧問弁護士にお願いして、無料法律相談会を毎月1回開催します。相談を希望する方は、支部事務所窓口を通してお申し込みください。

<お申し込みの際の諸注意>

- ① この無料法律相談は、組合員本人の相談に限らせていただきます。友人、知人等の相談は受け付けませんのでご注意ください。
- ② 無料法律相談の申込みは、支部事務所窓口を通して申し込んでください。
- ③ 無料法律相談には、組合員本人が必ず出席してください。
- ④ 無料法律相談にあたっては、事前に相談の概要書を提出して頂きますのでご了承ください。
- ⑤ 相談時間は、基本として30分です。

毎月1回、無料労務管理相談会を開催

毎月定期的に「労務管理相談会」を実施。「入職から退職までの法律的な手続き」「日頃の労務管理で必要なこと」「従業員とのトラブル」など、人を雇う上で必要なことについて、専門家(社会保険労務士)に個別に相談できます。組合の顧問社労士が相談にあたります。

「就業規則を作ってみたけど、これでいいのかな?」「残業代はどう計算すればいいの?」など、人を雇うために必要な手続きについて、お気軽に相談ください。

- ① 申込みは、支部事務所を通して申し込んでください。予約が必要です。
- ② 事前に、相談内容の概要をおたずねしますので、ご了承ください。
- ③ 相談時間は、1事業所1時間です。1回の相談会で3事業所を予定しています。相談料は無料、親切丁寧にご相談を承ります。

11. 技術・技能向上、資格取得のために

全建総連・新築瑕疵担保責任保険団体制度(ゆうゆう住宅仕様)

全建総連が住宅保証機構株式会社と提携し、特定団体として運営する住宅化し担保履行法に対応した高耐久・高品質な戸建木造軸組住宅として「ゆうゆう住宅仕様」があります。

同社が運営する住宅瑕疵担保保険「まもりすまい保険」の特定住宅として、保険が適用されます。一般住宅の条件に加え、基礎高40cm・隅柱4寸角等の条件があります。

メリットとしては、保険料割引があります。また配筋検査を、組合団体検査員が担当し、事前相談や日程調整等に柔軟な対応ができます。全建総連の組合員限定の保険です。

住宅リフォーム瑕疵^{かし}保険について

2010年4月からは、任意に「リフォーム瑕疵保険」がスタートしました。この保険制度は、国交省が主導し「消費者が安心して住宅リフォームしやすい制度」として保険を付けて普及させる政策です。取り扱い保険法人は、住宅保証機構(株)、(株)日本住宅保証検査機構(JIO)、(株)住宅あんしん保証、(株)ハウジーメン、ハウスプラス住宅保証(株)の5法人が認可を受けています。またこの制度をバックアップするために(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「リフォーム見積相談制度」「住宅リフォームに関する弁護士や建築士による無料の専門家相談制度」体制を整えています。

住宅保証機構のまもりすまいリフォーム保険

(1) 事業者登録料(消費税込)

まもりすまいリフォーム保険のご利用に際しては事業者登録が必要です。また、継続してご利用いただく場合は、1年ごとに更新手続き(更新料:11,000円)が必要となります。

まもりすまいリフォーム保険のみご利用の場合	16,500円(税込)
まもりすまい保険の届出事業者様等 (まもりすまい保険届出事業者様のほか、まもりすまい既存住宅保険、まもりすまい大規模修繕かし保険の登録事業者様)	※11,000円(税込)

※全リ協事業会員は11,000円(税込)になります。

(2) 住宅保証機構の事業者登録要件 ①②③のいずれかに該当すること

- ①建設業許可業者
- ②継続して3年以上リフォーム工事業をおこなっていることと、実施件数が直近3年以内に5件以上あること
- ③有資格者(建築士、建築施工管理技士、建築大工技能士)が上記②の条件を満たす事業者において3年以上リフォーム工事に従事する事業者

※2023年4月現在

リフォーム事業者団体登録で仕事確保を

住宅リフォーム業者の適正な業務確保と、消費者への情報提供を行うなど一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者団体を国に登録し、消費者が安心してリフォーム工事を行えるようにする制度です。建設ユニオンでは、全建総連が設立する一般社団法人全建総連リフォーム協会(全リ協)への会員登録を希望する事業者の、登録手続きを行います。

全リ協では、2016年7月、正式に国交省の住宅リフォーム事業者団体登録に認定されました。それにより、全リ協の正会員事業者は、構成員としてHP等で公開され、営業で国交省の制度ロゴマークを使用することができるようになりました。



国交省制度のロゴマーク



全リ協 HP

資格取得合格祝い金制度を拡充

組合員の資格取得を支援するために合格祝い金制度を創設・拡充しています。

※支給対象者は、受検(験)及び受講時、支給時に組合員であること

合格祝い金①

■技能士・建築士および施工管理技士合格祝い金

◇対象とする資格

- *技能士（技能検定合格者）1級・単一等級・2級
- *一級建築士・二級建築士・木造建築士に合格した組合員
- *各種・各級施工管理技士に合格した組合員

◇祝い金額：10,000円

合格祝い金②

■区分1：10,000円

一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士、一級技能士、一級施工管理技士（技術検定試験）、第一種電気工事士、電気主任技術者（第一種、第二種）、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者（全職種）

■区分2：5,000円

二級建築士、木造建築士、二級技能士、二級施工管理技士（技術検定試験）、第二種電気工事士、電気主任技術者（第三種）、電気通信工事担当者、職業訓練指導員免許、測量士、建築設備士、消防設備士、建築仕上改修施工管理技術者、道路標識点検診断士、発破技士、火薬類取扱保安責任者、消防設備点検資格者、海上起重作業管理技士、基礎施工士、1級エクステリアプランナー、ジェットグラウト技士、第一種冷媒フロン類取扱技術者、運動施設施工技士、排水設備工事責任技術者、配水管工技能者、金属屋根工事技士、認定ログビルダー、プレハブ建築マイスター、日本ウレタン断熱協会品質管理責任者、1級建築測量技能士、一級圧入施工技士、一般粉じん関係公害防止管理者、窯業系サイディング施工士、蟻害・腐朽検査士、総合防犯設備士、PVマスター施工技術者、グラスウール充填断熱施工技術マイスター、地すべり防止工事士、斜面防災主任技能者、のり面施工管理技術者、のり面ノズルマン技能者

※技能検定については、建設関係職種

※職業訓練指導員免許については、建設関係36科

※請求時効は、資格取得日から3年以内です。

①②の併給（同じ資格で両方申請すること）は可能です。

詳細は各支部にお問い合わせください。

ユニオンで仕事を元気に

組合では建設業に働く労働者・職人として、また建設業の事業者として仕事に必要なさまざまな資格や、技術・技能の向上のための講習などをおこなっています。講習会の案内から資格取得の申し込み手続きまでなんでもご相談ください。

2級建築施工管理技士講座

- 日時 8～10月(全22日間)
毎週月・木曜日午後6時30分～9時(19回)
日曜日 全日(3回)
- 会場 東京建築高等職業訓練校

建築士受験準備講座

全日本建築士会が行う1・2級建築士受験準備講習会を割引受講料で受講できます。

- 日時 1月～9月毎週土曜または日曜日
9時～16時(※毎年秋～12月に募集)
- 会場 高田馬場・横浜等
※日建学院の受講も割引価格でご案内します。

増改築相談員 (住宅リフォームエキスパート)

- (財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター認定
- 受講資格 住宅のリフォームに関して5年以上の経験
 - 受講料 27,000円(登録料含む)
 - 講習日と会場 2月頃・全建総連会館ほか
※増改築相談員は5年ごとに更新研修を受ける(受講料17,500円・登録料含む)。

各種申請手続き

■建設業許可

建設業法の改正にともなって、建築一式工事では1,500万円以上または木造住宅延べ150m²以上の工事を請負う場合、許可業者の資格がないと仕事できません。その他の工事(各職関係など)で、500万円以上の仕事をする場合も必要です。許可の条件は経営経験・技術者・誠実性・財産的基礎などの基準に適合していることが必要です。

■技能検定(技能士)

- 受検資格
1級/実務経験7年以上、2級/実務経験2年以上(学歴・資格等によって短縮されます)
- 試験日
前期(募集3月)学科7～9月/実技6～9月
後期(募集9月)学科1～2月/実技12～2月
- 受検料
学科3,100円 実技18,200円
事務費2,200円
- ※東京都は、2級または3級の実技試験を受検される2026年4月1日時点で34歳以下の方の受検手数料は9,000円減額されます。他県については、支部へお問い合わせください。
- ※大工と塗装については受検準備講座(学科・実技)をおこないます。
- ※受検料等は2025年度のもの。詳細は各支部事務所にお問合わせください。

労働安全の資格講習を実施しています

労働安全衛生法では、建設業など一定の危険有害な業務を行っている事業所に対して、「免許」の取得や「技能講習」、「特別教育」の実施を義務付けています。また、一部の危険有害な業務においては、作業者を指揮する者として、免許取得者または技能講習修了者から「作業主任者」を選任する必要があります。特別教育が必要な作業者にその教育を実施していない場合や、無資格の作業者を就業させた場合、作業主任者を置かず作業した場合、罰則(6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)が適用される場合があります。

さらに事故が起きた場合には「刑事責任」や「民事責任」が問われます。

建設ユニオンでは、(一社)首都圏建設産業ユニオン技術センターを設立し、NPO法人東京建設技術センターと協力し、建設業で必要とされる資格の講習を実施しています。

(一社)首都圏建設産業ユニオン技術センター及びNPO法人東京建設技術センターで開催している特別教育・作業主任者講習の一部については、建設労働者技能実習コース：経費助成・賃金助成の申請が可能です。助成額については、経費助成として受講料の8割と、賃金助成として受講日1日につき、8,550円が支給されます(20人以下事業所の場合)。助成金の申請は、各支部事務所にお問合わせください。

東京建築高等職業訓練校 見習工養成

●大工さんたちの学校

東京建築高等職業訓練校は、職業能力開発促進法にもとづく東京都認定訓練校で建築職人を目指す若者たちが、実技と学科の訓練に励んでいます。

授業日は毎週土曜日9時～5時まで。学科訓練は法規、仕様・積算、設計製図、規矩術、工作法など16科目を工業高校・専門学校の先生方と専任の講師13名が教えてい

ます。実技訓練は大工として必要な木造軸組工法に関する課題の実習を基礎から応用まで、8名の専任指導員が教えます。他に現場見学、研修旅行等の課外訓練も行っています。

訓練は2か年課程で、修了生には様々な特典が与えられます。2025年度までの修了生は延べ1,900名を超えます。

訓練校はその他に、二級建築施工管理技士(建築・駆体・仕上げ)受験コース(2ヶ月間)、一級・二級技能検定(建築大工・塗装)コース等も行っており、多数の合格者・有資格者を出しています。

●修了時の特典

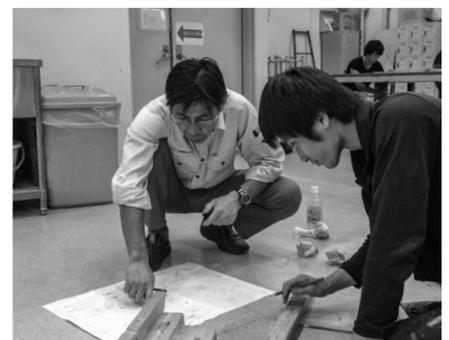
- ① 修了時の技能照査に合格すれば、建築大工2級技能検定の学科試験免除。
※2級技能検定合格後2年の実務経験で、1級技能検定の受検が可。
- ② 最初から1級技能検定を受ける場合は、修了後4年の実務経験で受検が可。
- ③ 高卒の場合、木造・2級建築士試験の受験については修了後すぐに、免許登録申請については修了後2年で可。
- ④ 修了後の実務経験7年(技能照査合格の場合は6年)で職業訓練指導員免許を取得するための48時間講習の受講が可。



実習所で課題の説明



学科の従業も充実



経験豊富な指導員による実技指導

申込み・問い合わせ先

<https://tokyokenchiku.jp/>

東京建築高等職業訓練校

〒141-0031 東京都品川区西五反田 2-31-6 セブンスターマンション第2五反田ビル 201
電話 03-6417-0680 / FAX 03-6417-0681



12. 建設業の現場で働く方の退職金制度

建退共（建設業退職金共済）制度

■「40年で430万円」の退職金

建退共は、「建設技能者の人材確保・育成」「現場作業員の福祉の向上」のために、建設業で働く人たちを対象として作られた国の退職金制度です。

★運用利回り 1.3% (令和8年10月に1.5%へ引き上げ予定)

★初めての手帳には16,000円分(約2ヶ月分)の補助

国からの補助もあり、安心で有利な制度です。

■建設ユニオンでの取り扱い

見込みの就労日数を25日として、1日320円×25日+50円(事務費) = 8,050円を月々の組合費と一緒に納入します。「事務組合」「任意組合」のいずれも取り扱っています。

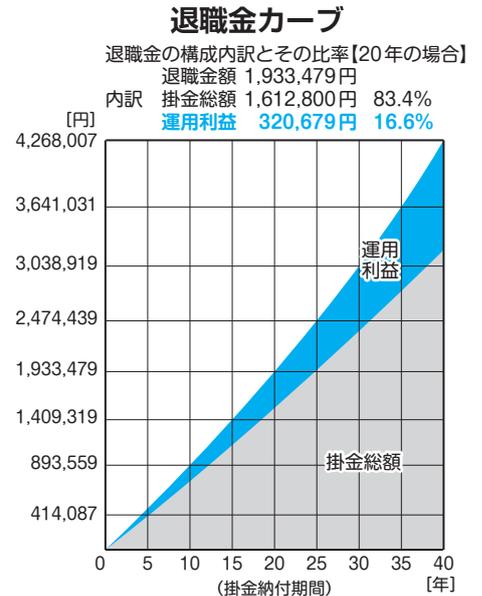
① 親方・事業主の方が、従業員のために掛金を支払う

→ 「事務組合」

② 一人親方が、自分で掛金を支払い運用益を得る → 「任意組合」

(申請事務費) 1ヶ月(1人)50円

※中退共と重複加入はできません。掛金の引継ぎを行うことができます場合があります。(要件をご確認ください。)



融
資

13. ろうきん（中央労働金庫）の融資など

くらしの設計はろうきんで～提携住宅ローンも～

■ろうきんの融資制度

組合では、住宅ローンや教育ローンなど、中央労働金庫と提携しており、有利な条件で借入れができます。(エース預金利用者は金利が優遇されます。)

住宅ローン / 借換・買換ローン

(融資額：最高1億円 融資期間最長40年)



■無担保ローン

○カーライフローン 最高1,000万円 最長10年

○教育ローン 最高2,000万円 最長15年(据え置き期間最長5年)を設定可

○その他

※事業主・一人親方は融資金額に制限があります。

※詳しい情報、金利の情報は支部窓口にお問い合わせください。制度の内容は、中央労働金庫のホームページをご確認ください。

●借入要件等

① 組合在籍歴が1年以上

② 借入希望者は原則として基礎組織所属者

③ 組合費等の前納を守っている者

④ 共同保証の保証が得られる者

⑤ 返済方法 決められた日までに組合窓口へ

※必要書類は、組合窓口にお問い合わせください。

中央労働金庫

検索

14. 組合の親睦と交流

家族ぐるみの親睦の輪

仲間の結束は、組合員がお互いに相手の顔を知り、気心を知り合うことから始まります。家族ぐるみで知り合えば、仲間の団結にこれ以上の良策をありません。支部・分会などで楽しい企画の家族慰安会がとりくまれ、仲間の親睦と交流をとおして、よりよい組合づくりをめざしています。

■ 保養施設利用者に3,000円の補助

各建設国保指定の保養施設を利用する場合、被保険者に限り1人につき3,000円が組合同国保から補助されます。(金額・回数は加入する国保組合により異なります。)

◎各組合同国保の保養施設(契約旅館)は、もよりの支部事務所へお問い合わせください。



組合青年部に参加しよう。若い仲間が学び遊ぶ

組合の各支部には、若い職人の仲間が集まる“青年部”があります。「これからの建設業をどうしていくべきか」「もっと技術・技能を磨きたい」「ときには、みんなで集まってスポーツでも…」と、若い仲間の要望、悩みは様々です。青年部では、ためになる学習会をはじめ、本部主催のスポーツレク(フットサル大会等)、各支部ではバスツアー、ゴーカート大会、BBQなどを企画。次代を担う若者たちの交流と学習をおこなっています。



後継者世代を支援

36歳から49歳までの組合員を後継者世代とし、この世代の組合活動を、後継者対策委員会で担っています。本部では結婚相手の出会いの場として「婚活パーティー」を開催し、結婚につながっています。家族ぐるみのボウリング大会、仕事研修と交流の名刺交換会などを行っています。

各支部でもBBQやヨガ教室、ゴルフコンペ、奥さんおもてなし会、婚活パーティー、仕事情報交換の研修&名刺交換会を開催しています。



婚活パーティー

15. 組合連絡先

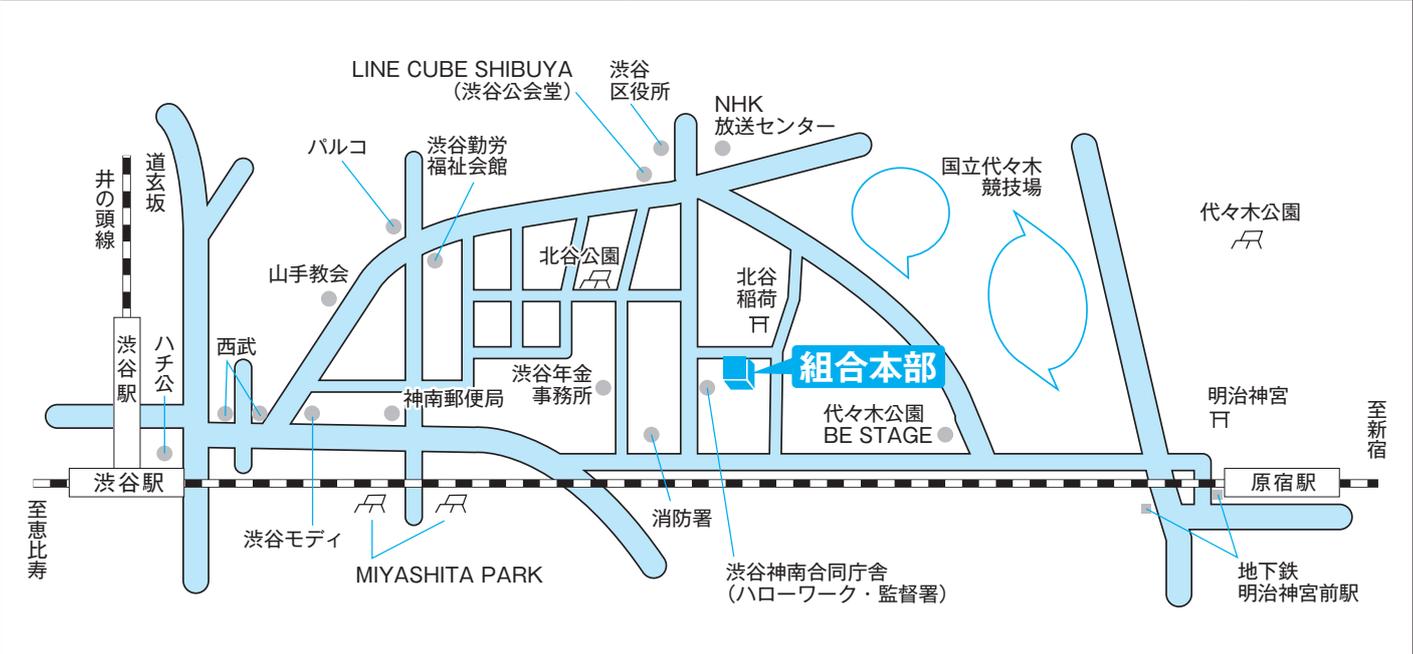


建設ユニオンが あなたを応援します!

携帯・スマートフォンでQRコードを読み取りますと案内図を紹介します。
通信料は利用者のご負担となりますのでご注意ください。

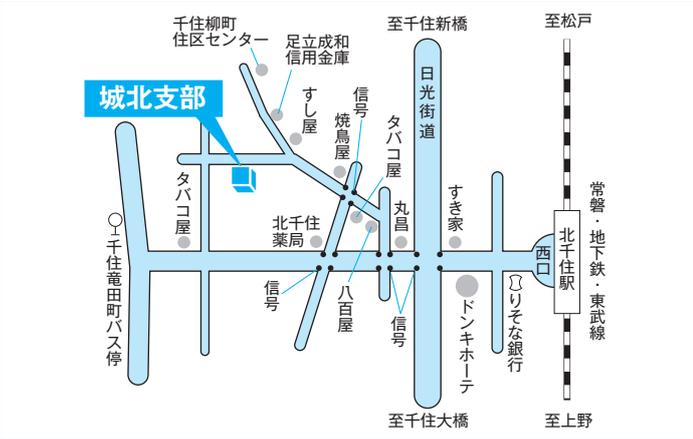
組合本部 〒150-0041 渋谷区神南1-3-10
TEL03-3462-5331 FAX03-3462-5334
honbu@kensetu-union.jp
https://www.kensetu-union.jp/

事務サポートセンター
〒150-0041 渋谷区神南1-3-10
TEL03(3476)4335 FAX03(3462)4715



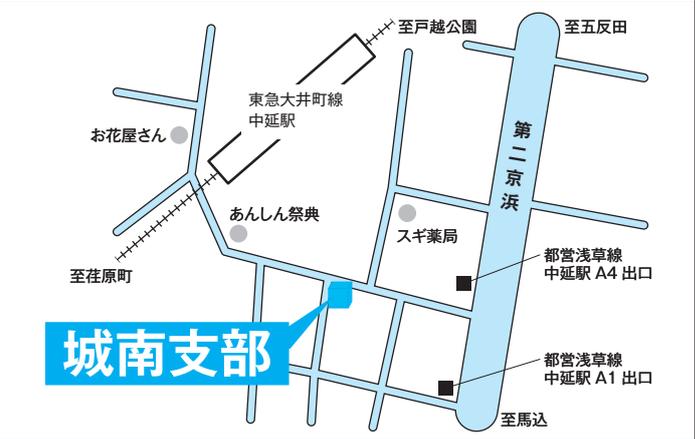
● JR 渋谷駅・原宿駅 徒歩 10 分

城北支部
〒120-0042 足立区千住龍田町12-11
TEL03-3888-2595 FAX03-3881-3496
johuku@kensetu-union.jp



● 常磐線、メトロ千代田線・日比谷線、東武線、つくばEX 北千住駅徒歩 16 分

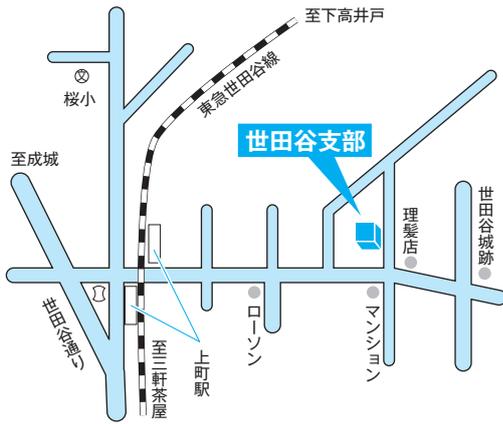
城南支部 〒142-0053 品川区中延4-7-3
TEL03-3786-2233 FAX03-3785-4756
johnan@kensetu-union.jp
https://www.union-johnan.com/



● 東急大井町線、都営浅草線「中延駅」から徒歩 1 分

世田谷支部

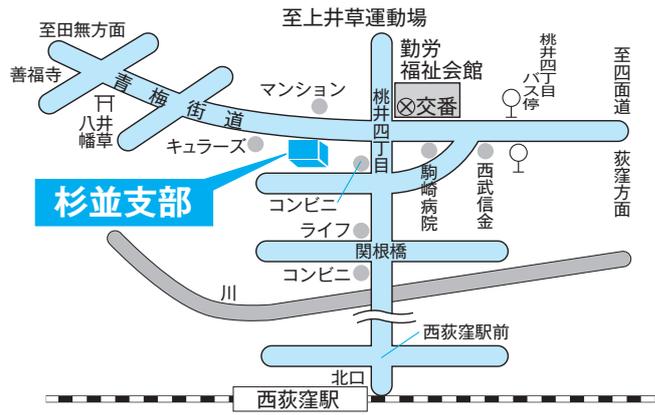
〒154-0017 世田谷区世田谷3-6-10
TEL03-3425-0881 FAX03-3425-1809
setagaya@kensetu-union.jp



● 東急世田谷線上町駅 徒歩 3 分

杉並支部

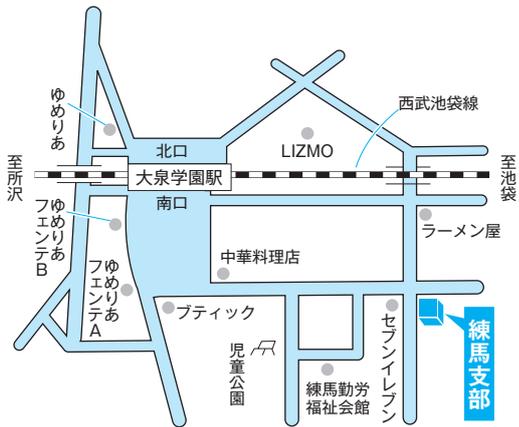
〒167-0041 杉並区善福寺1-15-24
TEL03-3396-7333 FAX03-3397-1848
suginami@kensetu-union.jp
https://union-suginami.com/



● JR 中央線西荻窪駅 徒歩 15 分

練馬支部

〒178-0063 練馬区東大泉5-38-20
TEL03-3925-0009 FAX03-3925-0635
nerima@kensetu-union.jp



● 西武池袋線大泉学園駅 徒歩 5 分

東多摩支部

〒183-0005 府中市若松町2-3-28
TEL042-354-8055 FAX042-354-8056
higashitama@kensetu-union.jp
https://www.union-higashitama.com/



● 京王線東府中駅 徒歩 5 分

多摩北支部

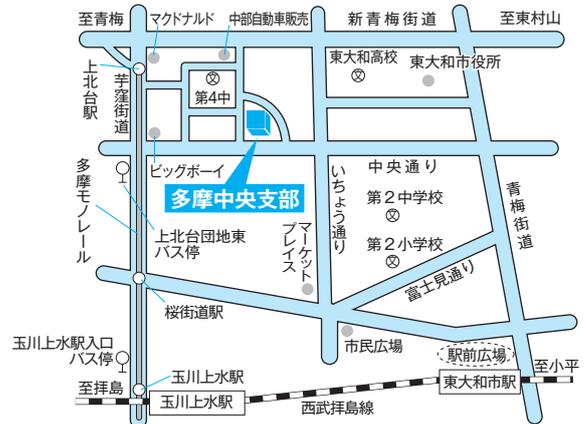
〒203-0033 東久留米市滝山7-23-17
TEL042-479-2260 FAX042-479-2267
kita@kensetu-union.jp
https://kensetu-union.jp/tamakita/



● 花小金井駅よりバス 15 分、バス停より徒歩 8 分

多摩中央支部

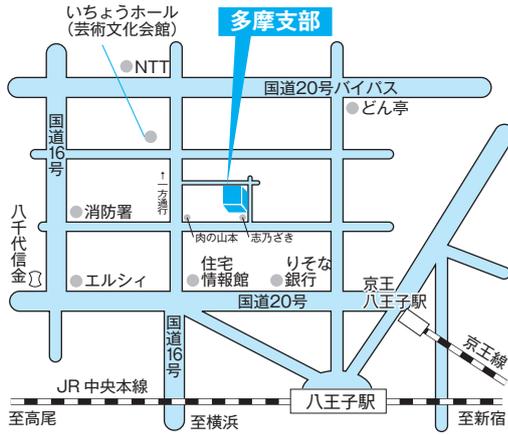
〒207-0021 東大和市立野1-26-13
TEL042-563-2666 FAX042-563-0140
chuo@kensetu-union.jp
https://www.union-tamachuo.com/



● 多摩モノレール上北台駅 徒歩 7 分

多摩支部

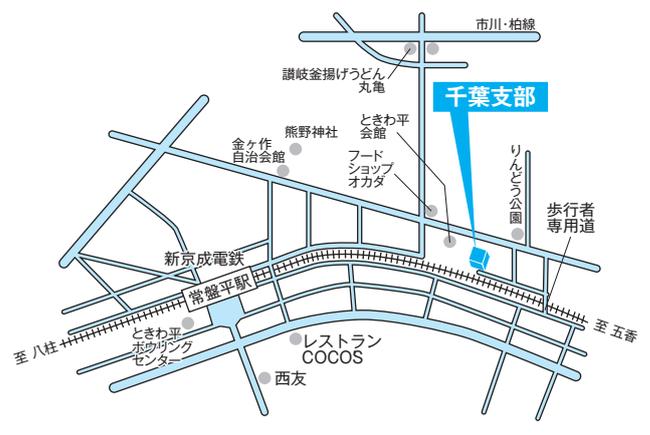
〒192-0066 八王子市本町2-10
TEL042-625-2351 FAX042-626-4055
tama@kensetu-union.jp



● JR 八王子・京王八王子駅 徒歩 8 分

千葉支部

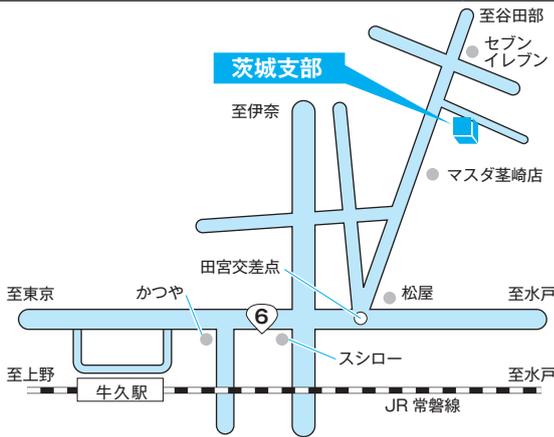
〒270-2251 松戸市金ヶ作396-12
TEL047-311-2527 FAX047-311-2528
chiba@kensetu-union.jp



● 新京成電鉄 常盤平駅 徒歩 13 分

茨城支部

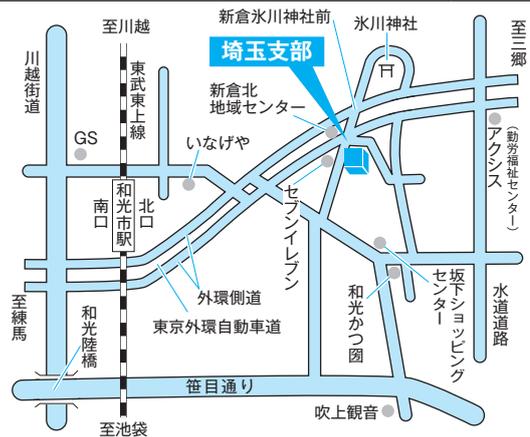
〒300-1252 茨城県つくば市高見原1-1-29
TEL029-871-0219 FAX029-871-0821
ibaraki@kensetu-union.jp



● JR 牛久駅 徒歩 20 分

埼玉支部

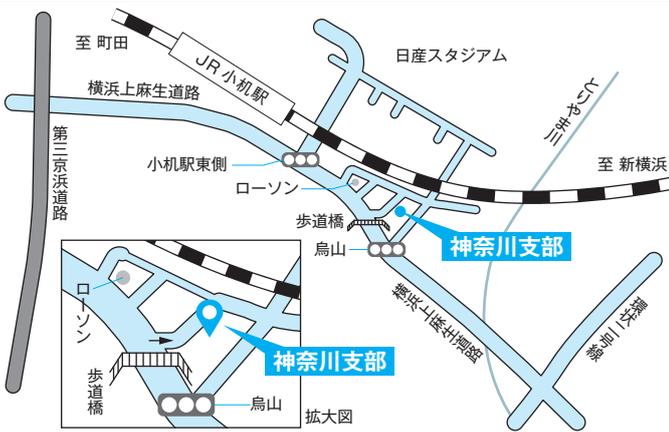
〒351-0115 和光市新倉2-21-51
TEL048-465-5933 FAX048-466-8647
saitama@kensetu-union.jp



● 東武東上線和光市駅 徒歩 17 分

神奈川支部

〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1106-1
TEL045-943-8941 FAX045-943-8961
kanagawa@kensetu-union.jp



● JR 小机駅 徒歩 7 分

組合加入に必要な諸費用 計算書

加入時の納入金額

翌月からの納入金額

加入金	2,000円				
	+				
組合費など	区分内訳	組合費	組合基金	共済基金	合計
	一般組合員(30～69歳)	4,960円	200円	1,040円	6,200円
	20歳未満の組合員	3,700円	200円	800円	4,700円
	30歳未満、70歳以上の組合員及び女性組合員	4,460円	200円	1,040円	5,700円
			+		
支部費	円			円	
地区費	円			円	
分会費	円			円	
計(A)	円			円	

組合だけ加入の人

保険料	円			円
徴収金 (東建6支所共済掛金)	※300円	※東建国保加入者のみ		円
徴収金 (埼玉分担金)	※750円	※埼建国保加入者のみ		円
計(B)	円			円

組合同国保にも加入する人

合計(A+B)	円			円
---------	---	--	--	---

●組合に加入する資格は

親方から職人・見習い工まで、建設に関連する職種であれば誰でも加入できます。

●加入・脱退の手続きは

加入申込書に必要な費用を添えて申し込んでください。加入・脱退とも、原則として毎月20日が締め切り日です(締め切り日以降の申込や連絡は翌月の加入・脱退となります)。

●毎月の組合費は

組合費や健康保険料は前納制です。毎月決められた日までに納めてください。

なお、滞納が2ヶ月になると組合共済の受給権利が停止され、3ヶ月続くと組合脱退・健康保険の資格喪失となります。

組合費等の口座自動引落大好評！実施中

●加入できる職種

大工	電工	防水工	型枠大工	配管工	看板工
ALC工	空調整備・ 設備工	内外装装飾 インテリア	左官	タイル工	保温工
ハツリ工	ブロック・ れんが工	造園工	ラス張工	鉄骨・鉄工	家具・木工
鳶工	鉄筋工	表具工	土工	板金工	設計・測量
経師工	解体工	ダクト工	畳工	石工	溶接工
コンクリート工	硝子工	住宅消毒・ 害虫駆除	屋根葺工	サッシ工	設備機械 オペレーター
瓦工	塗装・吹付工	その他建設関係の職種			

●建設ユニオンの組合費

区分	一般組合員 (30～69歳)	20歳未満の 組合員	20～30歳 未満の組合員	70歳以上の 組合員	女性組合員 (20歳以上)
組合費	6,200円	4,700円	5,700円	5,700円	5,700円

※ 組合費は「活動費」「組合基金」「共済基金」などの総計です。

※ 組合費の他に「支部費」などが徴収されます。(詳細は裏ページ)

首都圏に広がる13の支部

首都圏建設産業ユニオンは、あなたの加入をお待ちしています！

城北支部 〒120-0042 足立区千住龍田町12-11
TEL.03(3888)2595・FAX.03(3881)3496

城南支部 〒142-0053 品川区中延4-7-3
TEL.03(3786)2233・FAX.03(3785)4756

世田谷支部 〒154-0017 世田谷区世田谷3-6-10
TEL.03(3425)0881・FAX.03(3425)1809

杉並支部 〒167-0041 杉並区善福寺1-15-24
TEL.03(3396)7333・FAX.03(3397)1848

練馬支部 〒178-0063 練馬区東大泉5-38-20
TEL.03(3925)0009・FAX.03(3925)0635

東多摩支部 〒183-0005 府中市若松町2-3-28
TEL.042(354)8055・FAX.042(354)8056

多摩北支部 〒203-0033 東久留米市滝山7-23-17
TEL.042(479)2260・FAX.042(479)2267

多摩中央支部 〒207-0021 東大和市立野1-26-13
TEL.042(563)2666・FAX.042(563)0140

多摩支部 〒192-0066 八王子市本町2-10
TEL.042(625)2351・FAX.042(626)4055

千葉支部 〒270-2251 松戸市金ヶ作396-12
TEL.047(311)2527・FAX.047(311)2528

茨城支部 〒300-1252 つくば市高見原1-1-29
TEL.029(871)0219・FAX.029(871)0821

埼玉支部 〒351-0115 和光市新倉2-21-51
TEL.048(465)5933・FAX.048(466)8647

神奈川支部 〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1106-1
TEL.045(943)8941・FAX.045(943)8961



〒150-0041 東京都渋谷区神南1-3-10

首都圏建設産業ユニオン

TEL.03(3462)5331

URL <https://www.kensetu-union.jp>

FAX.03(3462)5334

E-mail honbu@kensetu-union.jp